

入 札 説 明 書

国立療養所松丘保養園社会交流会館外構整備工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成30年8月17日

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 国立療養所松丘保養園事務長 大間 透
青森県青森市大字石江字平山19番地

3. 工事概要

(1) 工 事 名 国立療養所松丘保養園社会交流会館新築整備工事

(2) 工事場所 青森県青森市大字石江字平山19番地

(3) 工事内容 ・社会交流会館の周囲の外構整備 整備範囲 約1800㎡
・渡廊下新築 木造平屋建 新築 延面積36㎡

(4) 工 期 契約締結日の翌日から平成30年12月10日まで

(5) 工事種目 建設工事

(6) 本工事は、「建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

4. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 平成29・30年度厚生労働省から東北地域における「建設工事」に係るCまたはD等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地域の一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成15年度以降に元請として完成、引渡しが完了した次に掲げる工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）

・火災報知設備更新又は設置工事

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

① 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士を免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級建築工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

② 平成15年度以降に上記(4)に掲げる基準を満たす完成・引渡が完了した工事で元請けとしての経験を有する者であること。なお、当該経験が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する

者又はこれに準ずるものであること。なお、「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有するもの。
- ・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

- ④ 配置予定の監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、厚生労働省から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 3. (1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (9) 青森県内に本店、支店又は営業所が存在すること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険

④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

注 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

- (12) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。
 - (イ) 資格審査申請又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - (ロ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

5. 設計業務の受託者等

- (1) 4. (7)の「3. (1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・〒030-0944 青森県青森市筒井二丁目1番13号
株式会社 創設計

- (2) 4. (7)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。
② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

6. 担当部局

〒038-0003 青森県青森市大字石江字平山19番地

国立療養所松丘保養園庶務課会計班 電話 017-788-7563

7. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げることに従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。4. (2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4. (1)及び(3)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4. (2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて4. (2)に掲げる事項を満たしていなければならない。なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間：平成30年8月17日から平成30年8月31日までの（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前9時から午後5時まで。

- ② 提出先：6. に同じ。

- ③ 提出方法：提出場所へ持参すること。

- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

- (3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、平成15年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績」（別記様式2）に記載する工事及び「主任（監理）技術者等の資格・工事経験」（別記様式3）の「工事の経験の概要」に記載する工事が官公庁による工事成績評定を受けた工事である場合は、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

① 施工実績

4. (4)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

② 配置予定の技術者

4. (5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他仕事の従事状況を別記様式3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

③ 契約書の写し

①の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し（表鑑で可）を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事成績情報システム（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しに替えて

工事カルテの写しを提出することでよいこととする。

- (4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日までに行うものとし、その結果は随時通知する。

(5) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 6. に同じ

8. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

- ① 提出期限： 平成30年9月5日午前10時00分
- ② 提出場所： 6. に同じ。
- ③ 提出方法： 提出場所に持参するものとする。

- (2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成30年9月6日までに説明を求めた者に対し回答する。

9. 図面等の交付期間、交付場所及び交付方法

- (1) 期間： 平成30年8月17日から8月31日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前9時から午後5時まで。

- (2) 場所： 6. に同じ。

- (3) 交付に当たっては、実費を徴収するものとする。なお、配布は競争参加資格があることを確認された者を対象とし、支出負担行為担当官からの競争参加資格確認通知書の写しを持参すること。

10. 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間： 平成30年8月17日から平成30年9月5日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前9時から午後5時まで。
- ② 提出先： 6. に同じ。
- ③ 提出方法： 紙を持参することにより提出するものとする。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり6. の場所により閲覧に供する。

- ① 期間： 平成30年8月17日から平成30年9月6日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

11. 現場説明会 行わない。

12. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札日時： 平成30年9月6日 午後3時

- (2) 入札場所： 〒038-0003 青森県青森市大字石江字平山19番地
国立療養所松丘保養園 庶務課会計班

- (3) 開札日時： 平成30年9月7日 午前10時

- (4) 開札場所： 国立療養所松丘保養園 小会議室

- (5) その他： 競争入札の執行に当たっては、競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

13. 入札方法等

- (1) 入札書は、持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ）による入札は認めない。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。

(4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

14. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 免除。ただし、落札者は公共工事履行保証証券による保証（かし担保保証特約を付したものに限る。）を付すものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の3以上とする。

15. 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した当該工事費内訳書の提出を求める。

工事費内訳書の内容は、「積算数量参考書」を参考に工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する金額を表示したもの（配布された様式）とする。

なお、「積算数量参考書」は予定価格の基となる工事費内訳書から単価及び金額等を削除するなど加工・編集を施したものを提供するものであり、工事請負契約書第1条に定める設計図書ではなく、参考資料（参考数量）として取り扱うこととし、請負契約上の権利、義務を生じさせるものではない。また、「積算数量参考書」に記載されている数量そのものの差異等に係わる質問については、入札説明書に対する質問と区別し、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す数量算出書等の根拠資料等も合わせて提出すること。

(2) 工事費内訳書の様式は配布された様式で作成（Excel形式で保存）を行う。持参の場合、工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。

(3) 工事費内訳書は返却しない。

(4) 工事費内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印を行った工事費内訳書を提出しなければならず、契約担当官等が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が別表各項に該当する場合又は未提出の場合は、原則として該当入札者の入札を無効とする。

別表

1 未提出であると認められる場合（未提出と同視できる場合を含む。）	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合 (2) 内訳書とは無関係な書類である場合 (3) 他の工事の内訳書である場合 (4) 白紙である場合 (5) 内訳書に押印が欠けている場合 (6) 内訳書が特定できない場合 (7) 他の入札参加者の様式を入手して使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳の記載が全くない場合 (2) 入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者に誤りがある場合 (2) 発注案件名に誤りがある場合 (3) 提出業者名に誤りがある場合 (4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合	

16. 開札

工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱われる。

17. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて4.に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

18. 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- (3) 上記において、落札者となるべき者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

19. 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4.(5)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

20. 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

21. 支払条件

前金払
部分払
完成払

22. 火災保険付保の要否 要。

24. 再苦情申立て

支出負担行為担当官からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、8.(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く）以内に、書面により、厚生労働省大臣官房会計課長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、厚生労働省公共調達中央監視委員会が審議を行う。

① 提出期間：上記期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までに行うこと。

② 提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、6.に同じ。

25. 関連情報を入手するための照会窓口

6.に同じ。

26. その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札参加者は、別冊競争契約入札心得及び契約書案を熟読し、競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、7. の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (5) その他詳細不明の点についての照会先
6. に同じ。